


 公益社団法人福岡中部法人会

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆「決算事務説明会」のご案内 ◆いちごプロジェクト2019冬

## ●本部等の行事

月	日	曜	内 容		
2	12	火	福岡五地区税制委員会	14:00 ~ 16:00	於：大同生命ビル6F 大会議室
2	13	水	確定申告書作成PRパレード	14:00 ~ 14:50	於：新天町商店街サンドーム
2	20	水	経営セミナー	14:00 ~ 15:30	於：TKPガーデンシティ天神 福岡天神センタービル8F)

## ●支部の行事

月	日	曜	内 容		
毎月1回			大濠公園防犯パトロール（大濠支部）	19:00 ~ 19:45	於：大 濠 公 園
毎月1回			青少年対策パトロール（天神第3支部）	16:00 ~ 16:45	於：天神地区（3丁目）
2	8	金	草の根租税講座（春吉支部、渡辺通支部）	10:30 ~ 12:00	於：春 吉 公 民 館
2	8	金	草の根租税講座（長住長丘支部）	12:30 ~ 14:00	於：長 丘 公 民 館

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内 容		
2	13	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於：福 新 楼
2	15	金	カップリングパーティー	19:00 ~ 22:00	於：クアンティック4F

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内 容		
未定			役員会	11:00 ~ 12:00	於：事務局会議室



## (I) 税務カレンダー

### 2月の税務カレンダー

- 2月1日から3月15日まで ●前年分の贈与税の申告
- 2月15日から3月15日まで ●前年分の所得税の確定申告
- 2月12日 ●源泉所得税の納付
- 2月28日 ●前年12月決算法人の確定申告
- 本年6月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないと損する税情報

税 理 士 堤 一 博

### 外国人の雇用

昨年12月8日、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布され、本年4月施行予定です。

これは、日本人の生産年齢人口の減少で、建設業、農林水産業など人材の確保することが困難な状況にある産業分野へ技能（特定技能）を有する外国人の受入れを図り、労働力の不足を補うために、外国人労働者の受け入れを拡大するものです。

そのポイントは、下記のとおりです。

特定技能を有する外国人に新たな在留資格（「特定技能」）を付与し人手不足を解消する※	
	建設業、農業、外食業などの14の業種に限定
	特定技能と日本語能力が認定要件
	在留期間は最大5年間で、家族の帯同は原則不可
法務省に出入国管理庁を新設する	

※ 内容的には2段階に分かれていて、「特定技能1号」で単純労働を含めた就労を上記要件で認め、1号終了者のうちからさらに試験を課して対象業種を2業種（建設業、造船・船用工業）に絞り込んだうえで、5年の在留資格の延長と家族帯同を認める「特定技能2号」へと移行するもので、1号認定を前提とすることから、2号が発生するのは5年後となり、その間に対象業種が増えることも考えられます。

産業界における人手不足を補うために、退職者の再雇用、定年延長とともに、外国人を雇用する動きが促進されることと思われます。

さて、税務においては、雇用者が日本において外国人を雇用する場合には、このような就労資格とは別に、「居住者」・「非居住者」の判定が必要となります。

日本の所得税法では、対象となる個人を「居住者」と「非居住者」、さらに「居住者」を「永住者」と「非永住者」に区分して、その課税方法と課税範囲を規定しています。

「居住者」は、①日本国内に「住所」を有する者、及び②日本での滞在期間が1年以上と予定されている者をいい、「居住者」以外はすべて「非居住者」となります。

また、「非永住者」は、「居住者」のうち日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内に日本国に住所または居所を有していた期間の合計が5年以下である個人とされています。

言い換えると、「永住者」は、日本国籍を有し、かつ、過去10年以内に日本国に住所または居所を有していた期間の合計が5年超である個人となります。

今回は、企業に雇用された外国人に対し支払う給与を前提に話を進めます。

ただし、あくまでも日本のみにおける課税の概要の説明であることを、ご了解ください。

また、各国との租税条約に別段の定めがある場合には、条約の規定が優先して適用されます。

区 分		日本国内源泉所得 (給与) ※ 1	外国源泉所得	
			日本払い	外国払い
居住者	永住者	課税 (源泉徴収※ 2)	課税 (確定申告)	
	非永住者	課税 (源泉徴収※ 2)	課税 (確定申告)	非課税
非居住者		課税 (源泉徴収※ 3)	非課税	非課税

※ 1 : 勤労の場合は、その役務提供地をその所得 (収入) の源泉地と判定するので、日本で提供された役務の対価 (給与) は日本国内源泉所得とされます。

※ 2 : 日本人従業員の方と同様の方法で源泉徴収され、また、年末調整も行います。

※ 3 : 20.42%の税率で源泉徴収し、年末調整はできません。

住民税についても所得税と同様に「居住者」と「非居住者」とでは、違いがあります。

まず、「非居住者」であれば、もちろん、住民税は原則非課税です。居住の事実がないことから、当然のこととなりますが、日本国内に事務所か家屋を有している場合には、均等割りの部分についての課税があります。

これに対し、「居住者」の場合は、「居住」の事実があるので、課税となります。ただし、外国人就労者の場合には、入国日により住民税の発生に差が出ます。そもそも住民税は、その年の1月1日時点で日本に居住している者に、前年の所得から算出した税額の納税義務が発生するので、1月1日現在入国していない場合には、課税対象とはならない一方、12月末までに出国する場合には翌年の5月までの期間に対応する住民税が未納となりますので、その精算が必要です。

また、その外国人雇用者が退職した場合には、税務上も入国管理上も、日本国籍の居住者とは異なった事前・事後のさまざまな手続きが必要になります。

外国人の雇用にあたっての税務上の判断には、日本に現に居住している外国人、海外在留の外国人を問わず、雇用予定期間に日本において就労する「在留資格」を保有しているか、あるいは、取得できる条件を満たしているかの確認が極めて重要です。具体的には、パスポートのほかに、「在留カード」には、本人の「在留資格」、「在留期限」、そして就労が可能かの記載がありますので、確実に確認してください。



## 福岡中部法人会 主要行事予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2019	1	17(木)	17:00～19:30	本部	新春講演会・会員交流会	アークホテルロイヤル福岡天神
	2	20(水)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	TKPガーデンシティ天神
		15(金)	19:00～22:00	青年部	カップリングパーティー	クアンティック4F
	3	25(月)	13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	4	4(木)	9:30～16:00	本部	新社会人セミナー	天神ビル
				本部	パソコン講座(初級コース)	サンセルコビル2F
	5			本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
				本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
				本部	福岡中部法人会創立50周年記念行事	ソラリア西鉄ホテル
				本部	第8回通常総会	ソラリア西鉄ホテル
	6			青年部	カップリングパーティー	
				本部	リスクマネジメントセミナー	
	7			本部	パソコン講座(中級コース)	サンセルコビル2F
	8			本部	新設法人説明会	
				本部	経営セミナー	
				本部	改正税法説明会	

※ 日時、会場が空白のところは未定です。